

区分		内 容	備考	
11 小型 機船 底びき網漁業	制限 措置	漁業種類	手繰第一種漁業（機船手繰網漁業）	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	5トン以上15トン未満	15トン未満 （漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2号）
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	大田市、出雲市界から正北西の線と松江市美保関町地蔵崎灯台から正北北東の線との両線間における海面のうち、北緯35度50分11秒（日本測地系北緯35度50分）以南の出雲地区沖合海面	
		漁業時期	9月1日から翌年5月31日まで	
		漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
12 小型 機船 底びき網漁業	制限 措置	漁業種類	手繰第二種漁業（えびびき網漁業）	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	5トン未満	15トン未満 （漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2号）
		推進機関の馬力数	●現に許可又は起業の認可を受けている推進機関の馬力数が30馬力又は94キロワット以下の場合にあっては、30馬力又は94キロワット以下 ●現に許可又は起業の認可を受けている推進機関の馬力数が30馬力又は94キロワットを超える場合にあっては、30馬力超50馬力以下又は94キロワット超220キロワット以下	
		操業区域	(1)松江市美保関町地蔵崎突端から正北の線以東の島根県沖合海面及び美保湾（鳥取県の共同漁業権区域を除く。） (2)松江市美保関町地蔵崎突端から正北の線と松江市島根町多古鼻突端から正北の線との両線間における島根県沖合海面 (3)松江市美保関町地蔵崎突端から正北の線と松江市美保関町津ノ和鼻突端から正北の線との両線間における島根県沖合海面	
		漁業時期	5月1日から翌年2月末日まで	
漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者			

区分		内 容	備考	
13 小型 機船 底び き網 漁業	制限 措置	漁業種類	手繰第一種漁業（いか巣びき網漁業）	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	3トン未満	15トン未満 (漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2号)
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	大社湾	
		漁業時期	3月10日から8月31日まで	
		漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	

区分		内 容	備考
機 船 船 び き 網 漁 業	漁業種類	いわし機船船びき網漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	10トン未満	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	制限措置 操業区域	<p>●A許可 ・2そうびき (1)美保湾並びに共同漁業権設定区域（共第102号）及びその沖合海面 ・1そうびき (2)境水道、美保湾並びに共同漁業権設定区域（共第102号）及びその沖合海面 ●B許可 (3)美保湾並びに共同漁業権設定区域（共第102号）及びその沖合海面。ただし、次の各点（日本測地系、以下同じ。）を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域を除く。 ア 境港防波堤灯台 イ 北緯35度30.604分 東経133度19.794分 ウ 北緯35度30.305分 東経133度20.740分 エ 北緯35度29.996分 東経133度22.990分 オ 北緯35度31.414分 東経133度24.876分 カ 点エと点オを直線で結んだ線の延長と鳥取県西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線との交点 キ 阿弥陀川河口中央 ●C許可 ・2そうびき (4)共同漁業権設定区域(共第102号)及び松江市美保関町雲津と同町諸食との最大高潮時海岸線における境界点から真方位7度の線、美保関灯台基部中央から真方位44度の線、最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から沖合3,000メートルの線並びに沖合1,000メートルの線により囲まれた海域 ●その他の許可 (5)共同漁業権設定区域（共第〇号）及びその沖合海面 ※「共第〇号」については、漁業権者の同意が得られた共同漁業権とする。</p>	
漁業時期	<p>●A許可 (1)10月15日から翌年5月31日まで ●B許可 (2)10月1日から10月14日まで ●C許可 (3)6月1日から7月31日まで ●その他の許可 (4)11月1日から翌年5月31日まで</p>		
漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者		

区分		内 容	備考
機 船 船 び き 網 漁 業	制限措置	漁業種類	さより機船船びき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン以下（平成21年3月27日時点で許可を受けていた船舶を使用する場合を除く。）
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、 (1)境水道、美保湾及び松江市沖合海面（共同漁業権設定区域（共第111号）及びその沖合海面を除く。）</li> <li>●漁業協同組合 J F しまね島根町支所、恵曇支所御津出張所の地区に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、 (2)松江市沖合海面（共同漁業権設定区域（共第111号）及びその沖合海面を除く。）</li> <li>●漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区（御津出張所の地区を除く。）に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、 (3)松江市沖合海面</li> <li>●漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、 (4)共同漁業権設定区域（共第112号、共第113号）及びその沖合海面</li> <li>●漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、 (5)共同漁業権設定区域（共第114号、共第115号、共第116号）及びその沖合海面</li> </ul>
		漁業時期	11月1日から翌年6月30日まで
		漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
機 船 船 び き 網 漁 業	制限措置	漁業種類	あみえび機船船びき網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	3トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	中海
		漁業時期	6月1日から翌年3月31日まで
		漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	備考	
小型 機船 底び き網 漁業	制限 措置	漁業種類	手繰第二種漁業（自家用餌料びき網漁業）	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	7トン以下	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	<p>●漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区（森山、福浦出張所、美保関出張所の地区に限る。）に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、</p> <p>(1)美保湾（鳥取県の共同漁業権設定区域を除く。）並びに共同漁業権設定区域（共第〇号）及びその沖合海面</p> <p>●漁業協同組合 J F しまね美保関支所、島根町支所、平田支所、大社支所の地区（美保関支所の地区にあつては、森山、福浦出張所、美保関出張所の地区を除く。）に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、</p> <p>(2)共同漁業権設定区域（共第〇号）及びその沖合海面</p> <p>※「共第〇号」については、漁業権者の同意が得られた共同漁業権（共第101号を除く。）とする。</p>	操業区域(2)のうち、現に美保湾を操業区域に含む許可を有する漁業者にあつては、現行の操業区域。
		漁業時期	<p>●漁業協同組合 J F しまね美保関支所、島根町支所の地区に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、</p> <p>(1)5月1日から12月31日まで</p> <p>●漁業協同組合 J F しまね平田支所、大社支所の地区に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、</p> <p>(2)1月1日から12月31日まで</p>	
漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者			
小型 機船 底び き網 漁業	制限 措置	漁業種類	手繰第三種漁業（なまこけた網漁業）	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	5トン未満	
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	<p>●漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区（森山の地区に限る。）に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、</p> <p>(1)境水道大橋東端以西の境水道</p> <p>●漁業協同組合 J F しまね美保関支所福浦出張所の地区に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、</p> <p>(2)共同漁業権設定区域（共第1号）並びに松江市美保関町福浦地先海面及び境水道大橋下から松江市美保関町森山大江物揚場地先海面東端まで</p> <p>●その他の漁業者にあつては、</p> <p>(3)共同漁業権（共第〇号）の行使規則に基づく〇〇地先漁場</p> <p>※「共第〇号」及び「〇〇地先漁場」については、漁業権者の同意が得られた共同漁業権及び区域とする。</p>	
		漁業時期	11月1日から翌年4月30日まで	
漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者			

区分		内 容	備考
小型機船底びき網漁業 制限措置	漁業種類	手繰第三種漁業（とり貝けた網漁業）	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	5トン未満	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	操業区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区（森山、福浦出張所、美保関出張所の地区に限る。）に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、</li> <li>(1) 境水道及び美保湾（鳥取県の共同漁業権設定区域を除く。）</li> <li>●中海漁業協同組合の地区に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、</li> <li>(2) 江島大橋南端以北の中海</li> </ul>	
	漁業時期	1月1日から12月31日まで	
	漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
小型機船底びき網漁業 制限措置	漁業種類	手繰第三種漁業（しじみ貝けた網漁業）	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	15トン未満	漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2号
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	操業区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宍道湖漁業協同組合に所属する者にあつては、</li> <li>(1) 共同漁業権設定区域（内共第1号）</li> <li>●神戸川漁業協同組合に所属する者にあつては、</li> <li>(2) 共同漁業権設定区域（内共第3号）</li> </ul>	
	漁業時期	1月1日から12月31日まで	
	漁業を営む者の資格	宍道湖漁業協同組合又は神戸川漁業協同組合の第一種共同漁業権行使規則に定めるしじみ漁業の行使資格者	

区分		内 容	備考
さし網漁業	制限措置	漁業種類	はまちまきさし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	10トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁業協同組合 J F しまね美保関支所、島根町支所、恵曇支所の地区（魚瀬町、秋鹿町の地区を除く。）に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、</li> <li>(1) 松江市沖合海面（共同漁業権設定区域（共第111号）及びその沖合海面を除く。）</li> <li>●漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区（魚瀬町、秋鹿町の地区に限る。）に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、</li> <li>(2) 共同漁業権設定区域（共第111号）及びその沖合海面</li> <li>●漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、</li> <li>(3) 共同漁業権設定区域（共第112号、共第113号）及びその沖合海面</li> <li>●漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、</li> <li>(4) 共同漁業権設定区域（共第114号、共第115号、共第116号）及びその沖合海面</li> </ul>
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
さし網漁業	制限措置	漁業種類	ぼらまきさし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁業協同組合 J F しまね美保関支所福浦出張所の地区に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、</li> <li>(1) 境水道大橋東端以東の境水道及び美保湾</li> <li>●中海漁業協同組合の地区に住所又は事務所を有する者にあつては、</li> <li>(2) 中海及び境水道、美保湾</li> <li>●漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区（森山、福浦出張所、美保関出張所、笠浦出張所の地区を除く。）に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、</li> <li>(3) 共同漁業権設定区域（共第104号）</li> </ul>
		漁業時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>●操業区域に美保湾を含むもの</li> <li>(1) 1月1日から12月31日まで</li> <li>●操業区域に美保湾を含まないもの</li> <li>(2) 10月1日から翌年5月31日まで</li> </ul>
		漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	備考
さし網漁業	制限措置	漁業種類	<b>とびうお流しさし網漁業</b>
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	10トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	出雲地区沖合海面
		漁業時期	5月10日から7月31日まで
		漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
さし網漁業	制限措置	漁業種類	<b>あまだい漕ぎさし網漁業</b>
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	北緯35度50分11秒（日本測地系北緯35度50分）の線、松江市島根町多古鼻正北の線、大田市と出雲市との最大高潮時海岸線における境界点から正北西の線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた出雲地区沖合海面
		漁業時期	7月15日から8月31日まで
		漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
さし網漁業	制限措置	漁業種類	<b>きすさし網漁業</b>
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	共同漁業権設定区域（共第〇号）及びその沖合海面 ※「共第〇号」については、漁業権者の同意が得られた共同漁業権とする。
		漁業時期	6月1日から10月31日まで
		漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者



区分		内 容	備考
固定式さし網漁業	制限措置	漁業種類	ぶり、はまち固定式さし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	●漁業協同組合 J F しまね美保関支所美保関出張所の地区に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、 (1) 総トン数10トン未満  ●上記以外の漁業者にあつては、 (2) 総トン数5トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	●漁業協同組合 J F しまね美保関支所美保関出張所の地区に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、 (1) 松江市美保関町美保関灯台から真方位22度30分の線と松江市美保関町雲津と同町諸喰との最大高潮時海岸線における境界点から真方位7度の線との間であつて、最大高潮時海岸線（沿岸島しよを含む。）から10海里以内の海域 (2) 松江市美保関町美保関灯台から真方位22度30分の線以東の出雲地区沖合海面及び美保湾  ●上記以外の漁業者にあつては、 (3) 共同漁業権設定区域（共第〇号）及びその沖合であつて、最大高潮時海岸線（沿岸島しよを含む。）から3,000メートル以内の海域 ※「共第〇号」については、当該漁業権者の同意が得られた共同漁業権とする。
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
固定式さし網漁業	制限措置	漁業種類	かます固定式さし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	美保湾
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
固定式さし網漁業	制限措置	漁業種類	かに固定式さし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	3トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	●漁業協同組合 J F しまね美保関支所福浦出張所の地区に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、 (1) 共同漁業権設定区域（共第101号）及び松江市美保関町福浦地先海面
		漁業時期	7月1日から10月31日まで
		漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	備考
固定式さし網漁業	制限措置	漁業種類	磯さし網漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン以下
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	●中海漁業協同組合の地区に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、 (1)中海 ●漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区（森山の地区に限る。）に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、 (2)境水道大橋東端以西の境水道 ●漁業協同組合 J F しまね美保関支所美保関出張所の地区に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、 (3)松江市美保関町美保関地先海面（第二種共同漁業権設定区域を除く。）
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者		
固定式さし網漁業	制限措置	漁業種類	磯さし網漁業（中海・境水道交換入漁分）
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン以下
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	●中海漁業協同組合の地区に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、 (1)境水道大橋東端以西の境水道 ●漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区（森山の地区に限る。）に住所又は事務所を有する漁業者にあつては、 (2)中海
		漁業時期	12月1日から翌年3月31日まで
漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	中海漁業協同組合と漁業協同組合 J F しまね美保関支所との合意に基づき決定された数	
小型いか釣漁業	制限措置	漁業種類	小型いか釣漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	●現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン未満の場合にあつては、 (1)5トン以上10トン未満 ●現に許可又は起業の認可を受けている船舶の総トン数が10トン以上30トン未満の場合にあつては、 (2)10トン以上30トン未満
		推進機関の馬力数	現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあつては、許可又は起業の認可を受けた際の馬力数
		操業区域	島根県沖合海面
		漁業時期	5月1日から翌年4月30日まで
漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	県内船 5トン以上30トン未満（島根県漁業調整規則（以下「規則」という。）第4条第1項第10号）	

区分		内 容	備考
小型定置漁業	制限措置	漁業種類	<b>小型定置漁業</b>
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	※定めなし
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	別途許可証に示す海域 ※第二種共同漁業権設定区域外又は第二種共同漁業権設定区域及び同区域外に跨がる海域であって、水深27メートル未満の海域
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
小型定置漁業	制限措置	漁業種類	<b>雑魚ます網漁業</b>
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	※定めなし
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	中海における別途許可証に示す海域（現に境水道を操業区域に含む許可を有する漁業者にあっては、現行の操業区域）
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	松江市又は安来市に住所又は主たる事務所を有する漁業者
かご漁業	制限措置	漁業種類	<b>いかかご漁業</b>
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし
		船舶の総トン数	5トン未満
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	松江市美保関町沖合海面
		漁業時期	3月1日から4月30日まで
		漁業を営む者の資格	松江市美保関町に住所又は主たる事務所を有する漁業者

区分		内 容	備考	
か ご 漁 業	制 限 措 置	漁業種類	<b>あなごかご漁業</b>	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	5 トン以上20トン未満	5 トン以上 (規則第4条第1項第14号)
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	松江市美保関町地蔵崎突端から正北の線と大田市と出雲市との最大高潮時海岸線における境界点(以下、「大田市、出雲市界」という。)から真方位329度の線との間の出雲地区沖合海面	
		漁業時期	1月1日から12月31日まで	
		漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
す く い 網 漁 業	制 限 措 置	漁業種類	<b>いわしすくい網漁業</b>	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	3 トン以上10トン未満	3 トン以上 (規則第4条第1項第16号)
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	●A許可 (1)出雲市湖陵町十間川(差海川)河口中央から正西の線以北の出雲地区沖合海面 ●B許可 (2)松江市と出雲市との最大高潮時海岸線における境界点から真方位348度の線以東の出雲地区沖合海面	
		漁業時期	4月1日から9月30日まで	
漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者			
す く い 網 漁 業	制 限 措 置	漁業種類	<b>さっぱ雑魚すくい網漁業</b>	
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
		船舶の総トン数	3 トン以上10トン未満	3 トン以上 (規則第4条第1項第16号)
		推進機関の馬力数	※定めなし	
		操業区域	美保湾及び境水道	
		漁業時期	9月1日から翌年3月31日まで	
		漁業を営む者の資格	出雲地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者	

区分		内 容	備考
あわび漁業	制限措置	漁業種類	あわび漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	[操業区域(1)] 漁業者の数 15 [操業区域(2)] 漁業者の数 12
		船舶の総トン数	※定めなし
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	(1)美保湾（第一種共同漁業権設定区域を除く。） (2)松江市鹿島町地先海面（第一種共同漁業権設定区域を除く。）
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	[操業区域(1)] 松江市美保関町美保関に住所を有し、当該操業区域において当該漁業の操業により漁業を営んだ実績を有する個人漁業者 [操業区域(2)] 松江市鹿島町御津又は片匂に住所を有し、当該操業区域において当該漁業の操業により漁業を営んだ実績を有する個人漁業者
なまこ漁業	制限措置	漁業種類	なまこ漁業
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	[操業区域(1)] 漁業者の数 3 [操業区域(2)] 漁業者の数 20 [操業区域(3)] 漁業者の数 12
		船舶の総トン数	※定めなし
		推進機関の馬力数	※定めなし
		操業区域	(1)中海及び境水道大橋東端以西の境水道 (2)境水道大橋東端以東の境水道（第一種共同漁業権設定区域を除く。）及び美保湾（第一種共同漁業権設定区域を除く。） (3)松江市鹿島町地先海面（第一種共同漁業権設定区域を除く。）
		漁業時期	[操業区域(1)] 1月1日から12月31日まで [操業区域(2)及び操業区域(3)] 9月1日から翌年4月30日まで
		漁業を営む者の資格	[操業区域(1)] 松江市美保関町に住所を有し、当該操業区域において当該漁業の操業により漁業を営んだ実績を有する個人漁業者 [操業区域(2)] 松江市美保関町美保関又は福浦に住所を有し、当該操業区域において当該漁業の操業により漁業を営んだ実績を有する個人漁業者 [操業区域(3)] 松江市鹿島町御津又は片匂に住所を有し、当該操業区域において当該漁業の操業により漁業を営んだ実績を有する個人漁業者